

## (仮称) 岡崎市水を守り育む条例 骨子案

## 1 前文

水は全ての生命の源であり、太古の昔より、われわれに被害を与えながらも、限らない恩恵をもたらし、固有の風土を生み、独自の文化を育ててきた。

とりわけ、岡崎市は矢作川、乙川をはじめとした河川や数多くの池に恵まれ、飲料水、各種用水として利用し、われわれの暮らしを支えてきた。

ところが、都市化の進展等により、水質汚濁、河川流量の減少、山林の荒廃、親水性の低下など水に関する様々な問題が生じてきた。

こうした中、岡崎市は平成 18 年 1 月額田町と合併し、岡崎市で使用する水の約 5 割を供給していた乙川流域が全て岡崎市に含まれることになった。

これを機に、われわれは、このような水問題の現状を認識し、将来にわたって健全で恵み豊かな水が維持されるよう、水を大切につかい守り、また作り育むことを決意し、ここにこの条例を制定する。

## 2 総則

## (1) 目的

この条例は、健全な水循環を確保、創造するために、本市の水に関する基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、水循環総合計画の策定等について必要な事項を定めることにより、水施策の総合的な推進を図り、もって、現在及び将来の市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

## (2) 基本理念

水は、市民全体の共有の財産であると共に、命の源であることから、清らかで安全であり、かつ豊かな水を確保するよう努めなければならない。

水の利用及び管理は、水循環の中にあっては他の利用及び公共の利害と関係するものであることから、水量、水質及び自然生態系及び水環境の保全と調和するものでなければならない。

健全な水循環を確保するには、市、事業者、市民、関係行政機関等が自主的かつ積極的に取り組んでいかなければならない。

## (3) 市の責務

市は、この条例の目的を達成するため、水循環に関して総合的かつ計画的な施策の推進に努めなければならない。

市は、国、他の地方公共団体に対し、必要に応じて理解及び協力を求めなければ

ならない。

市は、水循環に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (4) 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、水環境を保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

事業者は、豊かで快適な水環境を形成する森林の保全、水生動植物の愛護及び水辺の清潔保持に努めなければならない。

事業者は、市が実施する水循環に関する施策に協力しなければならない。

#### (5) 市民の責務

市民は、日常生活の水循環に与える影響を認識し、生活排水による水質汚濁の防止、節水等に心がけ、水環境の保全に努めなければならない。

市民は、豊かで快適な水環境を形成する森林の保全、水生動植物の愛護及び水辺の清潔保持に努めなければならない。

市民は、市が実施する水循環に関する施策に協力しなければならない。

### 3 水循環総合計画

#### (1) 水循環総合計画

市長は、基本理念にのっとり、水循環に関する総合的な計画（以下「水循環総合計画」という。）を策定しなければならない。

水循環総合計画は、水循環に関する基本方針、目標及びその目標を達成するための施策その他必要な事項について定めなければならない。

水循環総合計画は、5年ごとに見直すものとする。

市長は、水循環総合計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴取し、これを水循環総合計画に反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

市長は、水循環総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

前2項の規定は、水循環総合計画の変更について、準用する。

#### (2) 年次報告書の作成等

市長は、水循環総合計画に基づき実施された施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

#### 4 健全な水循環のための施策

##### (1) 水源の涵養

市は、健全な水循環を保持する水量の確保を図るため、森林の有する多面的機能を認識し、森林の保水能力を向上させるような措置を講ずるものとする。

##### (2) 雨水の貯留浸透及び雨水利用の促進

市は、雨水が健全な水循環を確保する上で重要な要素であることから、雨水の貯留浸透や利用の促進を図るなどして、平常時の河川流量の確保や浸水被害の低減に努めるものとする。

##### (3) 汚濁負荷量の削減

市は、清らかで安全な水を確保するため、下水道整備の促進、合併浄化槽の普及など生活排水の汚濁負荷量を削減するとともに、事業活動の汚濁負荷量も削減するよう努めるものとする。

##### (4) 水辺環境の保全

市は、多様な生物による水辺環境を保全するため、河川、ため池、湿地等の水辺の保全、在来種の保護その他必要な措置を講ずるものとする。

##### (5) 水との関わり

市は、水との関わりを深め、水辺を身近に感じるために、市民環境活動の促進、環境学習の機会を設けるなどその他必要な措置を講ずるものとする。

#### 5 水循環推進協議会

##### (1) 設置

基本理念にのっとり、水循環に関する施策を推進するため、水循環推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

##### (2) 所掌事務

協議会は、次に掲げる事項を協議、調査及び提言を行う。

- ・ 水循環総合計画に関する事項
- ・ 水循環に関する基本的な事項
- ・ そのほか、市長が必要と認める事項

(3) 組織

協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

(4) 委員

委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- ・学識経験を有する者
- ・各種団体の代表者
- ・公募した市民
- ・そのほか、市長が適当と認める者

委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(5) 会長

協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

会長は、会務を総理する。

会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(6) 運営

会長は、必要に応じて、水循環に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、協議会に部会を設置することができる。

この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

6 雑則

(1) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は市長が定める。

7 附則

(1)この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(2)この条例の施行の際現に、3(1)に掲げる事項について市長が定めている水環境創造プランは、水循環総合計画とみなす。